

第1回久米南町小中一貫校開校準備委員会

日時 令和5年7月25日（火）
午後6時30分～午後8時00分
場所 教育委員会会議室

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 教育長あいさつ

4. 正副委員長選出

5. 審議事項

（1）久米南町小中一貫校開校準備委員会の概要説明について

【小学校再編の方針】

- ・小学校は現在の久米南中学校との連携を深め、小中一貫校としたい。
- ・新小学校の建設場所は、久米南中学校の敷地内とし、連携に向けた教育活動を目指したい。
- ・現在の3小学校については、新小学校開校までは現状を維持し、その後の利活用については、当該地域の意向を踏まえ検討していきたい。

（2）久米南町小中一貫校開校準備委員会 専門部会の設置について

6. その他

7. 閉会

久米南町小中一貫校開校準備委員会委員構成表

区分	所属・役職	氏名
学識経験者	岡山大学大学院教育学研究科教授	熊谷 慎之輔
	元岡山大学大学院教育学研究科特任教授	服部 康正
久米南町自治会連合会	弓削地区から推薦された者	沼本 吉男
	誕生寺地区から推薦された者	井口 正三
	竜山地区から推薦された者	清水 史郎
	神目地区から推薦された者	大倉 章義
久米南中学校 P T A	久米南中学校 P T A から推薦された者	中村 英之
弓削小学校奨学会	弓削小学校奨学会から推薦された者	立石 祐一
誕生寺小学校奨学会	誕生寺小学校奨学会から推薦された者	清水 泰治
神目小学校 P T A	神目小学校 P T A から推薦された者	日笠 博之
弓削保育園保護者会	弓削保育園保護者会から推薦された者	石坂 純一
誕生寺保育園保護者会	誕生寺保育園保護者会から推薦された者	福田 将則
神目保育園保護者会	神目保育園保護者会から推薦された者	山中 良一
久米南中学校教職員	久米南中学校校長	菅原 雅子
弓削小学校教職員	弓削小学校校長	青木 由佳
誕生寺小学校教職員	誕生寺小学校校長	山本 利香
神目小学校教職員	神目小学校校長	近藤 健二
教育委員会が特に必要と認める者	岡山県教育委員会津山教育事務所次長	田村 知之

【これまでの経緯について】

3小学校の教育環境を語る会

- ・開催日 R3. 10. 6 R3. 12. 21 R4. 4. 25 R4. 5. 25 R4. 6. 22
R4. 7. 13 R4. 8. 22 R4. 9. 26 R4. 10. 20 R4. 11. 29
- ・各小学校、保育園、地域自治会連合会からの推薦者

総合教育会議

- ・開催日 R4. 11. 24

保護者説明会

- ・開催日 R4. 12. 5 (2回) R4. 12. 10 (1回)

地域説明会

- ・開催日 R5. 1. 30 (2回)

学校教育審議会

- ・開催日 R5. 2. 3 R5. 3. 6 R5. 3. 28
- ・答申 R5. 3. 28

総合教育会議

- ・開催日 R5. 4. 19

小中一貫校開校準備委員会

- ・開催日 R5. 7. 25 (第1回)

久米南町小中一貫校開校準備委員会規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 26 日

久米南町教育長 直原徳賢

久米南町教育委員会規則第 4 号

久米南町小中一貫校開校準備委員会規則

(目的及び設置)

第 1 条 この規則は、久米南町附属機関設置条例（令和 3 年久米南町条例第 1 号）

第 5 条の規定に基づき、久米南町小中一貫校開校準備委員会（以下「準備委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 準備委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小中一貫校の施設整備に関すること。
- (2) 小中一貫校の開校に向けた準備に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、準備委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 準備委員会は、教育委員会の求めた事項について調査及び検討を行い、その経過及び結果を教育委員会へ報告するものとする。

(組織)

第 3 条 準備委員会は 20 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 久米南町自治会連合会代表
- (3) 小中学校保護者代表
- (4) 保育園保護者代表
- (5) 小中学校長
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、新小学校開校の日までとする。

2 教育委員会は、前条各号に該当する委員が、その委嘱又は委嘱時の役職を退いたときは、その資格を失うものとする。

3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 準備委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、準備委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理す

る。

(会議)

- 第6条 準備委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。
- 2 準備委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を要請し、説明又は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

- 第7条 準備委員会は、所掌事務の推進のため、専門的に調査及び検討を行う専門部会を設置することができる。
- 2 専門部会は、準備委員会の指示により、所掌事務に係る資料収集、相互間の連絡調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び調査検討結果を準備委員会へ報告するものとする。
 - 3 専門部会は35人以内をもって組織し、専門部会の部会員は必要に応じて準備委員会の委員以外の者を教育委員会が委嘱する。
 - 4 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
 - 5 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
 - 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 7 専門部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。
 - 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を要請し、説明又は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

- 第8条 準備委員会及び専門部会の庶務は、教育課において処理する。

(その他)

- 第9条 この規則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が準備委員会の会議に諮って定め、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(準備委員会の会議の招集の特例)

- 2 この規則による準備委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(専門部会の会議の招集の特例)

- 3 この規則による専門部会の最初の会議は、第 7 条第 7 項の規定にかかわらず、委員長が招集する。

〈準備委員会の公開・資料等の周知について〉

1 準備委員会の公開について

- ・準備委員会の会議は原則公開とし、会議の開催日程は事前に事務局より町ホームページに掲載する。

2 町ホームページへの掲載

- ・町ホームページ内の教育委員会のページに準備委員会開催状況、開催日程や会議資料等について掲載する。

3 資料等の周知について

- ・準備委員会の会議内容の概要については、掲載可能な直近の町広報紙に掲載し、保護者及び地域等へ周知する。

久米南町小中一貫校開校準備委員会に係る専門部会の設置について（案）

久米南町小中一貫校開校準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、久米南町小中一貫校開校準備委員会規則（以下「規則」という。）第7条第1項の規定に基づき、統合小学校の開校について、具体的な事項を調査及び検討するため、下記のとおり専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

1 部会の名称及び協議・検討事項

(1) 総務・PTA部会

- 校名、校歌、校章等に関すること
- 通学体制（通学方法、安全対策等）に関すること
- 開校に伴う式典行事に関すること
- PTA組織運営に関すること
- その他、開校に必要な諸事項

(2) カリキュラム部会

- 学校経営（教育目標、経営方針等）に関すること
- 教育内容に関すること
- 行事、生活指導等に関すること
- 児童の交流計画に関すること
- 地域連携に関すること
- その他、小中の連携の推進に必要な諸事項

(3) 施設・備品部会

- 新校舎（設計、建設）等学校施設に関すること
- 教材、教具設備及び備品等の購入、整備計画に関すること
- 既存備品の継続利用計画に関すること
- その他、施設及び備品に関係する諸事項

2 部会員

部会員は、準備委員会の委員及び準備委員会委員以外の者（奨学会・PTAから選出された保護者、保護者会から選出された保護者、各小中学校の校長が指名した教職員・事務職員及びその他教育委員会が必要と認める者）とする。

3 部会長、副部会長及びその他の職

(1) 部会には、部会ごとに部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選

出する。

- (2) 部会長は、部会を総括するものとし、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 部会には、部会ごとに庶務担当者を置く。

4 部会の会議

- (1) 部会の会議は部会長が招集する。ただし、設置後最初の会議は委員長が招集する。
- (2) 部会の会議は部会長が議長となる。
- (3) 部会長が必要と判断した場合は、部会員以外の者の出席を要請し、説明又は意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

5 委員会への報告

- (1) 規則第7条第2項の規定に基づき、調査及び検討の結果を準備委員会に報告する。
- (2) 報告は書面及び口頭によるものとし、各部会から任意の報告様式に関係資料を添付し、準備委員会に提出する。
- (3) 報告内容に係る準備委員会での意見や質問は、教育委員会から各部会に伝達する。
- (4) 部会が準備委員会に意見を求める場合には、任意の報告様式に意見集約の旨を記載し、教育委員会において、準備委員会の意見を聴取し、部会に報告する。

久米南町小中一貫校開校準備委員会組織図（案）

（久米南町小中一貫校開校準備委員会規則第7条第1項及び第2項関係）

（専門部会）

第7条 準備委員会は、所掌事務の推進のため、専門的に調査及び検討を行う専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、準備委員会の指示により、所掌事務に係る資料収集、相互間の連絡調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び調査検討結果を準備委員会へ報告するものとする。



町小中一貫校開校準備委員会では、3つの部会を設置し、小中一貫校の開校に関する必要な事項について、具体的に検討及び協議していきます。

各部会で検討した内容については、小中一貫校開校準備委員会へ報告し、承認を経て方向性を決定します。

小中一貫校開校準備委員会

久米南町教育委員会

事務局

（仮称）総務・PTA部会

- 校名・校歌・校章等に関すること
- 通学体制（通学方法・安全対策等）に関すること
- 開校に伴う式典行事に関すること
- PTA組織運営（規約・組織編成・予算等）に関すること
- その他、開校に必要な諸事項
など

（仮称）カリキュラム部会

- 学校経営（教育目標・経営方針等）に関すること
- 教育内容に関すること
- 行事、生活指導等に関すること
- 児童の交流計画に関すること
- 地域連携に関すること
- その他、小中の連携の推進に必要な諸事項
など

（仮称）施設・備品部会

- 新校舎（設計・建設）等学校施設に関すること
- 教材、教具設備及び備品等の購入・整備計画に関すること
- 既存備品の継続利用計画に関すること
- その他、部会に関する事項
など

久米南町小中一貫校開校準備委員会・専門部会委員構成表（案）

令和5年7月25日現在

区分	所属・役職	準備委員会	専門部会		
			仮 総務・PTA	仮 かきゅう会	仮 施設・備品
学識経験者	岡山大学大学院教育学研究科教授	○		○	
	元岡山大学大学院教育学研究科特任教授	○			○
久米南町自治会 連合会	弓削地区から推薦された者	○			
	誕生寺地区から推薦された者	○			
	竜山地区から推薦された者	○			
	神目地区から推薦された者	○			
久米南中学校 PTA	久米南中学校PTAから推薦された者	○			
	久米南中学校PTAから推薦された者		○		
	久米南中学校PTAから推薦された者			○	
	久米南中学校PTAから推薦された者				○
弓削小学校 奨学会	弓削小学校奨学会から推薦された者	○			
	弓削小学校奨学会から推薦された者		○		
	弓削小学校奨学会から推薦された者			○	
	弓削小学校奨学会から推薦された者				○
誕生寺小学校 奨学会	誕生寺小学校奨学会から推薦された者	○			
	誕生寺小学校奨学会から推薦された者		○		
	誕生寺小学校奨学会から推薦された者			○	
	誕生寺小学校奨学会から推薦された者				○
神目小学校 PTA	神目小学校PTAから推薦された者	○			
	神目小学校PTAから推薦された者		○		
	神目小学校PTAから推薦された者			○	
	神目小学校PTAから推薦された者				○
弓削保育園 保護者会	弓削保育園保護者会から推薦された者	○			
	弓削保育園保護者会から推薦された者		○		
	弓削保育園保護者会から推薦された者			○	
	弓削保育園保護者会から推薦された者				○
誕生寺保育園 保護者会	誕生寺保育園保護者会から推薦された者	○			
	誕生寺保育園保護者会から推薦された者		○		
	誕生寺保育園保護者会から推薦された者			○	
	誕生寺保育園保護者会から推薦された者				○
神目保育園 保護者会	神目保育園保護者会から推薦された者	○			
	神目保育園保護者会から推薦された者		○		
	神目保育園保護者会から推薦された者			○	
	神目保育園保護者会から推薦された者				○
地域学校協働活動 推進員	中学校担当推進員			○	
	小学校担当推進員（3名のうち1人）			○	
久米南中学校 教職員	久米南中学校校長	○		○	○
	久米南中学校教頭		○		
	久米南中学校教諭			○	
	久米南中学校事務職員				○
弓削小学校 教職員	弓削小学校校長	○		○	○
	弓削小学校教頭		○		
	弓削小学校教諭			○	
	弓削小学校事務職員				○
誕生寺小学校 教職員	誕生寺小学校校長	○		○	○
	誕生寺小学校教頭		○		
	誕生寺小学校教諭			○	
	誕生寺小学校事務職員				○
神目小学校 教職員	神目小学校校長	○		○	○
	神目小学校教頭		○		
	神目小学校教諭			○	
	神目小学校事務職員				○
教育委員会が特に 必要と認める者	岡山県津山教育事務所次長	○		○	

小中一貫校開校に向けて

「社会に開かれた教育課程」の実現をめざして

これからの時代に求められる教育を実現していくためには、
「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」へ・・・学校観の転換

そのため

1 学校教育目標の設定 ・・・保護者、地域住民とともに熟議し、検討して決める

「育てたい子ども（児童生徒）像」をもとに 学校教育目標をつくる

・久米南町の子どもをイメージして、育てたい子ども像を検討していくことが必要

久米南町の「育てたい子ども（児童生徒）像」とは？

学校と地域の理念の共有

学校だけで考えるのではなく、

「育てたい子どもの姿」「身に付けさせたい力」について、久米南町の強みと弱み（学校の課題・家庭の課題・地域の課題）等も含めて保護者、地域住民と共に熟議し、検討していくことが必要

2 カリキュラム編成 ・・・地域の声やアイデアを取り入れる

教育課程の明確化

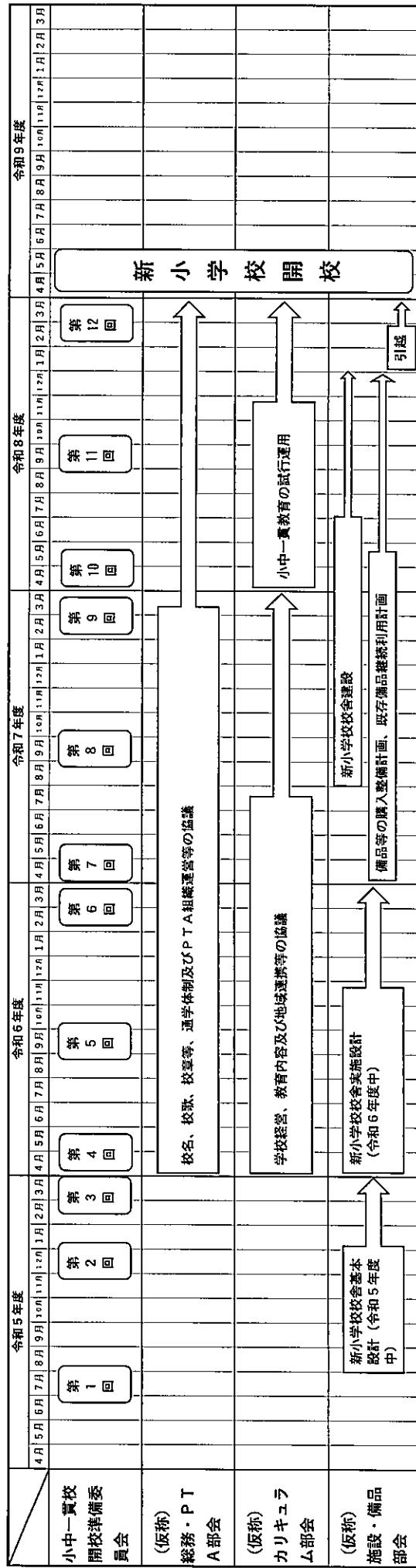
カリキュラムを可視化し、「地域の人・もの・こと」に関わる教科・領域等を中心に保護者、地域住民と共有し、ともに考えていく

○学校教育の目的達成にむけて、児童の発達・理解に合わせて教科・教材・学習経験等の計画の編成

○中学校との連携

○通知表、個別の教育支援計画等、様式の統一 など

小中一貫校開校準備委員会関連スケジュール



資料 8